

茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項

(制定) 平成 27 年 3 月 27 日付け農環第 565 号
(最終改定) 令和 3 年 12 月 24 日付け農整第 580 号

(趣旨)

第 1 条 県は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、国が定める「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官ほか通知）」及び「農村整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官ほか通知）」に基づき実施される農業集落排水事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業者が組織する団体であって知事が適当と認めるものに補助金を交付するものとし、当該補助金については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」（以下「適正化法」という。）、同施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）」（以下「国規則」という。）、「土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和 31 年 8 月 13 日付け 31 農地第 3966 号農林事務次官依命通知）」、「茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）」（以下「県規則」という。）において定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率)

第 2 条 補助対象事業及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、県規則第 4 条の規定に基づく申請を、補助金交付申請書（様式第 1 号）により、別に定める期日までに農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。但し、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業実施主体に係る部分）については、この限りでない。

(決定の通知)

第 4 条 所長は、県規則第 7 条の規定に基づく通知を、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第3条の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第4条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にその旨を記載した取下書を所長に提出しなければならない。

(契約等)

第6条 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第3号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 補助事業者（地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第54号）第1条に規定する法人に限る。）は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第7条 補助事業者は、第4条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、所長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(変更の申請)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は事業内容の変更（県規則第6条第1項の(1)に規定する軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、変更承認申請書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第9条 県規則第6条第1項の(1)の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 別表（第2条関係）に定める農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1の(2)の①のアの
(エ)農村整備のうち、同実施要領別紙4－1運用2に基づく農業集落排水事業及び農村整備事業実施要綱第2の1に基づく農業集落排水施設整備事業にあつては、次に掲げる変更以外の変更

(7) 補助事業者の変更

(イ) 補助対象事業費の増減

(ウ) 経費の配分又は事業の内容の変更

- ① 純工事費の工種別事業量の 30% (30%に相当する額が 500 万円以下の場合は 500 万円) を超える増減
- ② 純工事費の工種の新設、変更又は廃止

(2) 別表(第2条関係)に定める農村整備事業実施要綱第2の6に基づく計画策定等事業(農業集落排水施設に関するものに限る。)にあつては、次に掲げる変更以外の変更

(ア) 補助事業者の変更

(イ) 補助対象事業費の増減

(ウ) 調査地域ごとに事業費の 30% (30%に相当する額が 400 万円以下の場合は 400 万円) を超える増減

(エ) 調査項目の変更又は廃止

(着手届)

第 10 条 補助事業者は、工事に着手したときは、工事着手届(様式第 5 号)を、速やかに所長に提出しなければならない。

(事業遅延の提出)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延届出書(様式第 6 号)を所長に提出し、指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越を必要とする場合においては、茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項に係る事務処理要領(以下、「事務処理要領」という)で定める繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、県規則第 11 条の規定に基づく状況報告について、当該年度の 4 月 1 日から 12 月 31 日までの遂行状況を取りまとめた遂行状況報告書(様式第 7 号)を、1 月 15 日までに所長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、県規則第 13 条の規定に基づく実績報告について、事業の完了の日(第 7 条による廃止の承認があったときを含む。以下同じ)から起算して 1 ヶ月を経過した日又は事業の完了の日の属する県の会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第 8 号)を所長に提出しなければならない。補助事業が当該年度に完了しない場合において、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了したときも同様とする。

2 第 3 条第 2 項但し書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するにあたって、第 3 条第 2 項但し書きに該当した当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明ら

かになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

- 3 第3条第2項但し書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後にあって、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第9号）により所長に提出するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定等）

- 第14条 所長は、補助事業者から実績報告を受けた場合においては、県規則第14条に基づく報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ額の確定について通知するものとする（様式第10号）。
- 2 所長は、必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ随時に調査を行うことができる。
- 3 所長は、必要があると認めるときは、補助事業者立会のうえ工事の施工部分を最小限度破壊して調査することができる。
- 4 補助事業者は前項の規定に基づく調査に要する費用及び調査の結果生じた費用を県に請求することはできない。

（額の再確定）

- 第15条 補助事業者は、第14条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、所長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第9条の規定に準じて提出するものとする。
- 2 所長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第14条に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

（補助金の概算払い）

- 第16条 所長は、補助事業遂行上必要があると認めるときは、交付決定額の90%以内を限度として、事業の進捗度合いを考慮した額を概算払いすることができる。
- 2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、概算払いを必要とする事由を記載した概算払い申請書（様式第10号）を所長に提出しなければならない。

（財産の管理等）

- 第17条 補助事業者は、交付事業対象経費（交付対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交

付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 18 条 県規則第 20 条の(2)及び(3)の規定に基づく知事の定める財産は、それぞれ 1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、国規則第 5 条に規定する期間（新設）（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格等を所長に報告しその指示を受けなければならない。

(関係書類の保存)

第 20 条 補助事業者は、補助事業に関わる収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業完了年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で国規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第 8 号別紙 7 の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第 21 条 補助事業者は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 12 号による補助金（交付金）調書を作成しておかなければならない。

付 則 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日付けで適用する。

付 則 この要項は、平成 28 年 1 月 4 日付けで適用する。

付 則 この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条関係）

補 助 対 象 事 業	補 助 率	摘 要
農山漁村地域整備交付金実施要綱第2の1の(2)の①のアの(エ)農村整備のうち、同実施要領別紙4－1運用2に基づく農業集落排水事業	1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)に基づき行う「整備又は改築」にあつては50%。 但し、県は別途「茨城県農業集落排水事業推進交付金交付要項」に基づき交付金を交付する。 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(2)に基づき行う「調査及び計画の策定」にあつては50%。 3 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(3)に基づき行う「機能診断調査及び最適整備構想の策定」にあつては定額。但し、機能診断に係る補助額は、一処理区当たり200万円、最適整備構想の策定にかかる補助額は、一構想当たり次の式により算出された額（当該額が800万円を超えるときにあつては800万円）をそれぞれ上限とする。 限度額＝処理区数×100万円＋200万円	農山漁村地域整備交付金実施要綱で規定する事業名及び事業内容は、事業実施時点において同要綱で規定する事業名及び事業内容に読み替える。
農村整備事業実施要綱第2の1に基づく農業集落排水施設整備事業及び同要綱第2の6に基づく計画策定等事業（農業集落排水施設に関するものに限る。）	1 農村整備事業実施要綱第2の1に基づく農業集落排水施設整備事業にあつては50%。 但し、本事業のうち「強靱化型」及び「高度化型」について、県は別途「茨城県農業集落排水事業推進交付金交付要項」に基づき交付金を交付する。 2 農村整備事業実施要綱第2の6に基づく計画策定等事業（農業集落排水施設に関するものに限る。）にあつては定額。	令和3年4月1日以降に農村整備事業実施要綱に基づき実施される農業集落排水施設整備事業及び計画策定等事業（農業集落排水施設に関するものに限る。）に適用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度 団体営農業集落排水事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり農業集落排水事業を実施したいので、茨城県補助金等交付規則第 4 条の規定により補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第 1 のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第 2 のとおり)
- 4 事業の完了予定 年 月 日

収 支 予 算 書

区 分	事 業 費	国 費	県 費	市 町 村 費	土 地 改 良 区 そ の 他	備 考
工 事 費	円	円	円	円	円	
計						

経費の配分及び負担区分並びに事業計画の概要内容及び計画

[illegible]

(記載要領)

1 地区名の下に括弧書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。

2 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、営繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械器具費、管理体制整備計画更新（策定）費、管理体制整備推進活動費、管理体制整備強化支援費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用及び治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載すること。

3 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業、農業基盤整備促進事業及び中山間地域農業農村総合整備事業にあっては、農業用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。

4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。

5 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。

6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫補助金の算出根拠を明記すること。

7 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日に事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇 〇 〇 円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。

① 免税事業者

② 簡易課税制度の適用を受ける者

③ 地方公共団体の一般会計

④ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5 % 超となることが確実に見込まれるもの

8 農村整備事業のうち計画策定等事業にあっては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。

番 号
年 月 日

〔補助事業者〕 殿

農林事務所長

年度 団体営農業集落排水事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった団体営農業集落排水事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

但し、事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	一金	円也
補助金の額	一金	円也

- 2 補助事業の内容、経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書に記載されたとおりとする。

- 3 補助条件

（注）国の交付決定通知の写しを添付し、補助条件等を適宜追加すること。

(補助条件の記載例)

(補助事業者が地方公共団体である場合)

(1) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、農山漁村地域整備交付金交付要綱(平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官ほか通知)、同実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官ほか通知)、土地改良事業関係補助金等交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官ほか通知)農村整備事業実施要綱(令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官ほか通知)、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)及び本要項に従わなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分、又は事業の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、速やかに所長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに所長の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類について、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(6) 補助事業者は、補助対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに一件の取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(7) 前号の知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(9) 補助事業者は、補助事業が完了、又は中止若しくは廃止された場合において、事業により取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を所長に報告してその指示を受けなければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外である場合)

(1) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、農山漁村地域整備交付金交付要綱(平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務

務次官ほか通知)、同実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官ほか通知)、土地改良事業関係補助金等交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官ほか通知)農村整備事業実施要綱(令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官ほか通知)、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)及び本要項に従わなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分、又は事業の内容の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、速やかに所長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに所長の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類について、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない

(6) 補助事業者は、補助対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに一件の取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(7) 前号の知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(9) 補助事業者は、補助事業が完了、又は中止若しくは廃止された場合において、事業により取得した工事用材料その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を所長に報告してその指示を受けなければならない。

(10) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(11) 補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第1号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号

年 月 日

〔 補助事業者 〕 殿

所 在 地

商号 又は 名称

代 表 者 氏 名

当社は、貴殿発注の〇 〇 契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び茨城県から〇 〇 契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（ 注 1 ） 〇 〇 には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（ 注 2 ） この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

（ 注 3 ） 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（ 注 4 ） 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度 団体営農業集落排水事業費補助金（変更）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により経費の配分及び事業計画の概要を変更したいので、関係書類を添えて申請する。

（注）「関係書類」とは変更前と変更後を比較対照できるように、別紙第1及び第2の様式に準じて、変更に係る部分についてのみ変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

様式第5号（第10条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

工 事 着 手 届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業については、下記により 年 月 日工事に着手しました。

記

- 1 地区名及び工事名
- 2 事業の施工方法 （直営、請負の別）
- 3 契約方法 （一般競争、指名競争、随意契約等の別）
- 4 契約書の写し （契約条項を除く）

（注）工事を分割して請負契約する場合は契約の都度とし、調査等の委託契約についても提出すること。

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度 団体営農業集落排水事業費補助金遅延届出書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の実施について、
下記の理由により予定の期間内に完了しない〔遂行が困難となった〕ため報告する。

記

1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業の遂行状況

地区名	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇〇年〇月〇日まで に完了したもの		〇〇年〇月〇日以降 に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予 定年月日	
	円	円	%	円		
合計						

（注）1．括弧内は、該当するものを記載すること。

2．補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して継続したい場合のみ記載すること。

様式第 7 号（第 12 条関係）

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度 団体営農業集落排水事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった事業の 年
月 日現在の遂行状況について、茨城県補助金等交付規則第 11 条の規定により下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙第 3 のとおり)
- 2 事業着手 年 月 日
- 3 事業完了予定 年 月 日

別紙第3

事業等遂行状況

1 収支状況

(1) 収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	
国費				
県費				
市町村費				
その他				
計				

(2) 支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	
工事費				
計				

2 事業別状況

地区名	費目	実施計画		画		来		進捗率 ／ (A)	備考
		事業費 (A)	補助金	事業費 (B)	補助金	(B)			
		円	円	円	円		%		
	工事費								
	純工事費								
	測量試験費								
	用買補償費								
	計								

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度 団体営農業集落排水事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったこのことについて、
下記のとおり事業を実施したので茨城県補助金等交付規則第13条の規定により報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算書 （別紙第4のとおり）
- 3 補助事業の成果 （別紙第2、第5、第6及び第7のとおり）

- （注） 1 前年度から繰越した分にあつては繰越分として別に作成のうえ提出する。
- 2 事業の成果は、申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が比較対照で
きるよう申請書の内容を上段に（ ）書きで記入すること。
なお、翌年度への繰越額がある場合には、中段に《 》書きで繰越分を記入し、
年度内施行分を最下段裸書きで記入すること。
- 3 補助事業の成果は、該当がないものについては添付しなくてもよい。

収 支 精 算 書

区 分	事 業 費	国 費	県 費	市 町 村 費	土 地 改 良 区 そ の 他	備 考
	円	円	円	円	円	
工 事 費						
計						

(注) 上段 () 書きは予算額、下段は精算額である。

請 負 及 び 竣 工 検 査 調 書

地 区 名	区 分	施 工 箇 所	構 造 又 は 工 法	事 業 量	設 計 金 額	請 負 金 額	請 負 人 氏 名	着 工 年 月 日 竣 工 年 月 日	竣 工 検 査		契 約 方 式	備 考
									検 査 年 月 日	検 査 責 任 者 職 氏 名		

(注) 1 請負契約書に基づき一契約ごとに記載すること。

2 請負契約に変更があったときは、設計金額及び請負金額の欄に当該年度の最後の設計金額およびこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額およびこれに対する請負金額を（ ）書きで上段に記載すること。

3 随意契約の場合は、備考欄にその事由を記載すること。

4 間接補助事業にあっては、地区名の下に（ ）書きで事業主体名を記入すること。

5 構造又は工法欄には、コンクリートダム、コンクリート三面張水路、U字フリューム水路、アスファルト舗装道路等工種に見合う構造又は工法を記載すること。

残 材 料 調 書

地 区 名	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 価	金 額	検 収 又 は 取 得 年 月 日	備 考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあっては、地区名の下に () 書きで事業主体を記入すること。

財 産 管 理 台 帳（令第13条第1号から3号までの財産、要綱第○の財産）

地 区 名	事 業 主 体	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 価	取 得 金 額	検 収 又 は 取 得 年 月 日	処 分 制	限 期 間	処 分 の 状 況			備 考
								耐 用 年 数	処 分 制 年 月 日	処 分 種 別	処 分 の 年 月 日	補 助 返 還 金 額	
					円	円							

（注） 1 表題中の○には各事業の国の補助金交付要綱で農林水産大臣が定める財産について規定している条項名を記載すること。
2 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載すること。
3 備考欄には、当該事業に係る補助率等を記載すること。

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があった 年度団体営
農業集落排水事業費補助金については、茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項第13条
第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 茨城県補助金等交付規則第14条に基づく確定額
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により
確定した仕入に係る消費税等相当額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）その他参考となる資料を添付すること。

様式第 10 号（第 14 条関係）

番 号
年 月 日

〔 補助事業者 〕 殿

農林事務所長

補助金の額の確定について

年 月 日付け 第 号で交付した、 年度団体営農業集落排水事業
費補助金の額は、交付決定額のとおり 円と確定したから通知する。

記

1 地区名等

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

年度 団体営農業集落排水事業費補助金概算払い申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定となった補助金について、下記の事由により概算払いを請求します。

記

1 概算払いの事由

2 請求金額

（単位 円、％）

地 区 名	補 助 金 交 付 決 定 額 (A)	既 受 領 額 (B)	今 回 請 求 額 (C)	割 合 (B + C) / (A)	備 考
計					

様式第12号(第21条関係)

〇〇年度

〇〇事業 補助金(交付金)調書

農林水産省所管

国			地方公共団体名										備考
補助(交付金)事業名	交付決定の額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相	支出済額	うち国庫補助金相	翌年度繰越額	うち国庫補助金相	
	円	%		円	円			円	円	円	円	円	
合計	0			0	0		0	0	0	0	0	0	

記載要領

1 「補助（交付金）事業名」欄には、交付金事業等の名称のほか、当該交付金事業等に要する経費の配分を記載すること。 この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。

2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助（交付金）事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 交付金事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

〈参考〉様式等一覧

- ・様式第1号（第3条関係） 団体営農業集落排水事業費補助金交付申請書
- ・様式第2号（第4条関係） 団体営農業集落排水事業費補助金交付決定通知書
- ・様式第3号（第6条関係） 契約に係る指名停止等に関する申立書
- ・様式第4号（第8条関係） 団体営農業集落排水事業費補助金（変更）承認申請書
- ・様式第5号（第10条関係） 工事着手届
- ・様式第6号（第11条関係） 団体営農業集落排水事業費補助金遅延届出書
- ・様式第7号（第12条関係） 団体営農業集落排水事業遂行状況報告書
- ・様式第8号（第13条関係） 団体営農業集落排水事業実績報告書
- ・様式第9号（第13条関係） 仕入れに係る消費税等相当額報告書
- ・様式第10号（第14条関係） 補助金の額の確定について
- ・様式第11号（第16条関係） 団体営農業集落排水事業費補助金概算払い申請書
- ・様式第12号（第21条関係） 補助金（交付金）調書

- ・別紙第1 収支予算書
- ・別紙第2 経費の配分及び負担区分並びに事業計画の概要内容及び計画
- ・別紙第3 事業等遂行状況
- ・別紙第4 収支精算書
- ・別紙第5 請負及び竣工検査調書
- ・別紙第6 残材料調書
- ・別紙第7 財産管理台帳